



ガバナンスの ご報告

代表取締役会長 二子石 孫 輔

2017年度からスタートした中期経営計画では、ATMプラットフォーム事業、決済口座事業、海外事業の強化を図ることで、本業であるATMサービスを着実に伸ばしつつ事業の多角化を実現し、長期的な成長の基盤づくりを進めております。

初年度となる2017年度は増収増益を確保し、最高益を達成。国内事業ではATM設置台数の増加に加え、新たなATM利用スタイルのサービスが堅調にスタートし、ATM利用件数も着実に増加しました。海外事業では当社連結子会社FCTI, Inc.による米国セブン-イレブン店舗へのATM設置が完了しました。

こうしたなか、2018年6月に舟竹泰昭が、代表取締役社長に就任したことを、まずご報告いたします。代表取締役社長の交代と役員体制の見直しにより、経営体制を一層強化し、お客さまへ安全かつ効率的な決済インフラを提供し続けることによって、セブン銀行をさらに飛躍させます。

舟竹は、提携金融機関様との信頼を構築するなど、ATM事業の発展を黎明期より支えたほか、経営戦略や財務、資本政策、人事、ステークホルダーに対する広報・IR・CSR活動などを統括し、成果を上げてまいりました。また、中期経営計画で強化を図るATMプラットフォーム事業、決済口座事業、海外事業の礎を築き、推進してきた人物でもあり、中期経営計画の

実行と今後の持続的な成長を目指すには適任の人物 であることから、代表取締役社長に選定いたしました。

2018年6月より、取締役会は5名の新任取締役を加えた11名で構成されており、うち、女性1名を含む4名が社外取締役で構成されています。また、当社は企業統治の体制として監査役会を設置する監査役会設置会社を採用しており、2名の社外監査役を含む4名の監査役も取締役会に出席しております。

当社はコーポレート・ガバナンスを経営の重要課題であると認識し、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定・公表しております。このガイドラインに沿って、当社のガバナンスの実態を示すとともに、業務に精通した業務執行取締役に加え、豊富な経験や各分野における高い見識を有する社外取締役の多様な視点をこれまで以上に取り入れ、さらには監査役による監査により、コーポレート・ガバナンス体制を充実させ、外部からの指摘や評価を真摯に受け止めコーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

今後も、社内外の取締役との連携を深めるとともに、活発な議論を通じてESGに取り組み、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。ステークホルダーの皆さまにおかれましては、変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

当社は、広く預金を預かるとともに、公共インフラ的性格を有するATMネットワークを保有・運営する銀行として、規律ある経営を行うことが社会的信頼に応えるために不可欠と考え、意思決定における透明性・公正性・迅速性の確保、業務執行における役割と責任の所在の明確化、経営監督機能の強化、業務の適正を確保するための体制整備及びコンプライアンス体制の充実を推進し、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を追求いたします。

当社は、企業統治の体制として監査役会設置会社を採用しています。取締役会においては、業務に精通した業務執行取締役と豊富な経験や各種分野における高い見識を有する社外取締役による意思決定を行い、かつ監査役による監査により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保しています。

ガバナンス体制の概要

主な項目	内容					
機関設計の形態	監査役会設置会社					
取締役の人数(うち社外取締役)	11名(うち社外4名) ※2018年6月19日現在					
監査役の人数(うち社外監査役)	4名(うち社外2名) ※2018年6月19日現在					
取締役会の開催回数 (社外取締役の平均出席率)	13回(平均92%) ※2017年度実績					
監査役会の開催回数 (社外監査役の平均出席率)	14回(平均100%) ※2017年度実績					
取締役の任期	1年					
取締役会の任意の委員会	人事報酬委員会					
	有限責任あずさ監査法人					

コーポレート・ガバナンス体制

●取締役会

当社の取締役会は、2018年6月19日現在取締役11名(うち社外取締役4名)で構成され、原則として毎月1回開催し、会社経営に関する基本方針及び業務運営に関する重要事項の決定並びに業務執行取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。

取締役会は、その傘下に取締役会が委任する範囲の業務執行に係る意思決定機関として経営会議を設けております。 経営会議は、原則として毎週1回開催し、取締役会付議事項の事前協議を行うとともに、重要な業務計画、重要な 財産の取得・処分、信用供与に関する重要な事項、多額の借財・経費支出、債権管理に関する重要な事項、社員 の賞罰、社員の重要な勤務条件・福利厚生に関わる事項、重要な組織の設置・変更及び廃止、重要な規則・重要 な規程の制定及び改廃、その他重要な業務執行に関する決議を行っております。なお、当社は2006年6月から執 行役員制度を採用し、経営会議の構成員は執行役員及び取締役会が指名した者となっております。

● 取締役会の実効性に関する分析・評価結果

当社は2015年度より「取締役会の実効性評価」を年次で実施しております。

2017年度の取締役会の実効性に関しては、取締役・監査役へのアンケートを実施し、その結果を整理したものに基づき取締役会で議論を行い、評価いたしました。評価の結果は以下のとおりです。

- (1)取締役会は、多様な知識・経験・能力を有する取締役で構成され、活発な議論を通じて、意思決定及び監督の両機能を十分に発揮しており、取締役会全体としての実効性は確保されている。
- (2)同時に、以下のような課題の改善に取り組んでいくため、執行側からの情報提供に一層の工夫を加えることが求められる。
 - ●長期的視点で事業の在り方、事業戦略等を継続的に検討する。
 - ●案件の内容、状況、位置づけ等を踏まえ、審議の充実を図る。

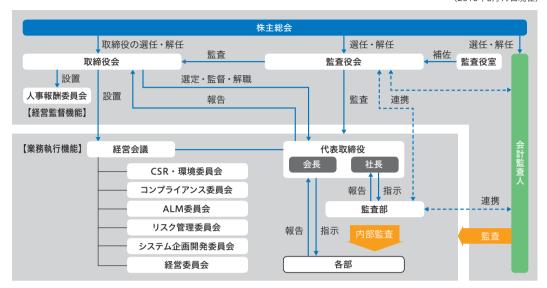
●監査役会

当社の監査役会は、2018年6月19日現在監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、原則として毎月1回以上開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い又は決議を行っております。また、監査役会は代表取締役及び内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要事項等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行っております。また、監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務に係る履行状況を、以下の観点から監視、検証しております。

- (1)事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと
- (2) 意思決定過程が合理的であること
- (3) 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと
- (4) 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと
- (5) 意思決定が取締役の利益又は第三者の利益ではなく会社の利益を第一に考えてなされていること なお、監査役を補佐し、監査役会を円滑に運営するため、監査役室を設置し、社員を配置しております。

●コーポレート・ガバナンス体制図

(2018年6月19日現在)



● 人事報酬委員会

取締役会の機能を補完するため、取締役会の付属機関として、独立社外取締役を委員長とする人事報酬委員会を 設置し、取締役会の委任を受けて、株主総会議案として取締役候補者を取締役会に推薦すること、及び取締役会 議案として執行役員候補者を取締役会に推薦すると同時に、取締役等の後継者計画を監督します。

人事報酬委員会は、当社の取締役及び執行役員に関する次の事項等を審議するものとします。

- (1)報酬及び賞与に関する事項
- (3)取締役及び執行役員候補者の選定に関する事項
- (2) その他報酬に関する重要事項 (4) その他取締役の人事に関する重要事項

社外役員の選任理由

	氏名	選任理由					
社外取締役	木川 眞	ヤマトホールディングス株式会社等の代表取締役としての経験・見識などを当社の 経営に活かしていただきたいため。					
	伊丹 俊彦	検事として長年培ってきた企業法務等に関する見識などを当社の経営に活かしてい ただきたいため。					
	福尾 幸一	本田技研工業株式会社等の会社経営に携わってきた経験・見識などを当社の経営に活かしていただきたいため。					
	黒田 由貴子	会社経営の経験及びグローバル人材の育成に係る見識などを当社の経営に活かし ていただきたいため。					
社外監査役	牛尾 奈緒美	大学教授としての専門知識・見識及び他社における社外取締役・社外監査役として の経験を活かし、良質な企業統治体制の確立に寄与していただきたいため。					
	松尾 邦弘	検事として長年培ってきた見識及び他社における社外取締役・社外監査役としての 経験を活かし、良質な企業統治体制の確立に寄与していただきたいため。					

独立社外取締役の独立性判断基準

当社の「社外役員の独立性に関する基準」は以下のとおりです。

- 1. 親会社又は兄弟会社の業務執行者(過去その立場にあった者を含む。以下同じ)ではないこと。
- 2. 当社を主要取引先とする者ないしその業務執行者又は当社主要取引先若しくはその業務執行者で はないこと。
- 3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ているコンサルタント・会計専門家・法律専門家又は 団体に所属していた者ではないこと。
- 4. 当社の主要株主又はその業務執行者でないこと。
- 5. 上記の近親者、当社業務執行者の二親等内の血族・姻族ではないこと。

● 役員報酬について

当社の役員報酬については、会社への貢献、職務の内容・重要度及び職務遂行の状況等を総合的に勘案し決定して おります。当社では、具体的な支給額を提案する取締役会傘下の機関として、独立社外取締役を委員長とし、社外 取締役2名及び代表取締役2名の合計4名から構成される人事報酬委員会を設置しております。取締役の報酬の具体 的な支給額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、人事報酬委員会が取締役会に提案し、 取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬については、株主総会において決議された報酬限度額の範 囲内において、監査役会の協議にて決定しております。

●内部監査及び監査役監査の状況

当社は、他の業務部門から独立した代表取締役社長直属の内部監査部門として、監査部を設置しております。 監査部は、年度ごとに内部監査計画の基本方針と重点項目を策定し、取締役会の承認を得ております。個別の内 部監査計画については、監査部長が策定し、監査部担当役員である代表取締役社長の承認を得ております。 個別の内部監査においては下記の項目について検証、評価を実施し、問題点の発見、指摘並びに改善方法の提言 を行っております。また、監査結果については、代表取締役社長、経営会議及び監査役に報告しております。

- A. 法令等遵守体制、法令等遵守状况
- B. 財務報告に係る内部統制の適切性・有効性
- C. お客さま保護等管理体制、お客さま保護等管理状況
- D. リスク管理体制、リスク管理状況
- E. 各業務部署の内部管理体制、内部管理の適切性・有効性
- F. 上記A.B.C.D.E.に基づく内部管理体制全般の適切性・有効性

なお、内部監査は当社(子会社を含む)全ての部署とシステムを対象に実施しておりますが、主要な外部委託先業 務についても、当該業務の当社社内所管部署による管理状況を監査するとともに、外部委託先と合意した範囲で 外部委託先に対する監査を実施しております。

監査役は、取締役会に出席すること等により取締役の職務執行を監査し、当社(子会社含む)業務監査及び会計 監査を実施するとともに、会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適正性をチェックしてお ります。

また、監査役は、監査部からその監査計画及び監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めることとし、監査部による監査結果を内部統制システムに係る監査役監査に有効的に活用することとしているほか、内部統制機能を所管する部門から内部統制システムの整備及び運用状況について、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めることとしております。

監査役会は各監査役から提出された監査報告書に基づき、事業年度に係る監査報告を作成しております。また、 監査役会と会計監査人は定期的な意見交換の場を持ち、相互の連携を図っております。

当社は有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 山田 裕行氏指定有限責任社員 業務執行社員 梅津 広氏

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名、その他9名

● 内部統制システムの整備及び運用の状況

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について、当社が実施すべき事項を2006年5月8日開催の取締役会で決議いたしました。本決議の内容については、年度毎に進捗状況をレビューし、見直しを行っております。この決議内容に基づき、良好なコーポレート・ガバナンス、内部統制及び当社グループにおける業務の適正な運用を行っております。

より緊密な対話の促進

私たちは、株主・投資家の皆さまに対して、財務状況や経営戦略に関する正確な情報をお伝えし、 事業活動への理解を深めていただくことを目指しています。株式市場の評価を経営に活かし、 さらに緊密なIRコミュニケーションを形成することで、企業価値の向上につなげていきます。



IRポリシーについては、下記のWEBサイトに掲載しています。 http://www.sevenbank.co.jp/ir/policy/

●株主・投資家の皆さまとのコミュニケーションを深めるために

セブン銀行は、株主・投資家の皆さまにより理解を深めていただくため、 法定開示の範囲にとどまらない積極的な経営情報公開に努めています。

対話の基盤となるツール一覧

- ▶ アナリスト、機関投資家向け決算説明会の 動画および音声配信(日本語・英語)
- ▶ ディスクロージャー誌の発行
- ▶ Annual Report (英語版)の発行
- ▶ 「株主の皆さまへ」の発行
- ▶個人投資家向けWEBページの掲載



個人投資家向け説明会

IRカレンダー(2017年度の主な実績) ※アナリスト、機関投資家向け

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	●本決算発表 ●第1四半期決算発表					発表	●中間決算発表 ・決算発表 ・決算発					
決算関連	●決算説明会* ●電話会詞			議*		●決算説	明会*	●電話会議※				
	●定時株主総会						●個人投資家 向け説明会					
ツール				●ディス・	クロージ	ヤー誌発	行	●「株主の 皆さま	D :へJ発行		ィスクロー	-ジャー
コミュニケーション	●Annual Report(英語版) 発行											
海外でのIR活動	●欧州 ●北米							●アジア				

セブン銀行のマネジメント紹介(2018年7月1日現在)

取 締 役



ふたごいし けんすけ 代表取締役会長



ふなたけ やすあき 代表取締役社長 (監査部担当)



いしぐろ かずひこ 石黒 和彦 取締役専務執行役員 (システム部、 ATMソリューション部、 事務部担当)



おおいずみたく 取締役常務執行役員 (アジア戦略プロジェクト担当)



かれた。ひきなお河田 久尚 取締役常務執行役員 業務推進部長 (業務推進部、決済口座事業部、(営業推進部、 金融戦略プロジェクト担当)



いながき かずたか 稲垣 一貴 取締役執行役員 営業推進部長 ATM業務管理部担当)



できる かつひろ 後藤 克弘 取締役



きがわまごれ 木川 眞 社外取締役



いたみとしひこ伊丹 俊彦 社外取締役



ふくぉ こういち 福尾 幸一 社外取締役



くろだ ゅきこ黒田 由貴子 社外取締役

監 査 役



平井勇 常勤監査役



し みず あきひこ 清水 明彦 常勤監査役



うしょ なまみ 牛尾 奈緒美 社外監査役



まつぉ くにひろ 松尾 邦弘 社外監査役

執行役員

まつはし まさあき 松橋 正明 専務執行役員 (お客さまサービス部、 セブン・ラボ担当)

竹内洋 常務執行役員 企画部長 (企画部、資金証券部担当)

こゃま たかし 小山 敬 執行役員 システム部長

永嶋 恒雄 執行役員 (FCTI. Inc.出向) おおぐち ともふみ大口 智文 常務執行役員

(海外送金推進部担当)

前川幸司 執行役員 (リスク統括部、 金融犯罪対策部担当)

きたやまみや 喜多山 美弥 執行役員 業務推進部 部付部長

やまもと けんいち 山本 健一 常務執行役員 総務部長 兼 人事部長 (総務部、人事部担当)

いしむら ひろ し 石村 浩志 執行役員 決済口座事業部長

ふかさわ こうじ 深澤 孝治 執行役員 ATMソリューション部長

リスク管理の取組み

取締役会により決定される「リスク管理方針」により、全社的なリスク管理方針、各種リスク管理方針及 びリスク管理組織・体制を定め、この方針に基づき、経営会議にてリスク管理に関する諸規程を定め ております。リスク管理組織としては、全社的なリスク管理統括部署としてのリスク統括部リスク管理担 当、各種リスク管理統括部署、内部監査部署としての監査部等を設置しております。また、リスク管理に 関する経営会議の諮問機関として、リスク管理委員会及びALM委員会を設置しております。

● 統合的リスク管理体制

統合的リスク管理に関する基本方針を「リスク管理方針」に、その下位規程として「統合的リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総体的に捉え、自己資本との比較・対照等による管理を行っております。

● 信用リスクの管理体制

信用リスクに関する基本方針を「リスク管理方針」に、その下位規程として「信用リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。信用リスクは現状、ATMに関する決済業務及びALM操作に関わる優良な金融機関等に対する預け金、公社債、資金放出、仮払金、小口の個人ローン等に限定し、信用リスクを抑制した運営としております。また、「自己査定・償却・引当方針」「自己査定・償却・引当規程」に従い、適正な自己査定、償却、引当を実施しております。

●市場リスクの管理体制

市場リスクに関する基本方針を「リスク管理方針」に、その下位規程として「市場リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「市場リスク管理規程」にて、リスク額限度、ポジション限度、損失許容限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理担当がそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。なお、月1回開催するALM委員会にて、リスクの状況、金利動向の見通し等が報告され、運営方針を決定する体制としております。

流動性リスクの管理体制

流動性リスクに関する基本方針を「リスク管理方針」に、その下位規程として「流動性リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「流動性リスク管理規程」にて、運用・調達の期間の違いによって生ずるギャップ限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理担当がそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。資金繰り逼迫時においては、全社的に迅速かつ機動的な対応がとれるよう、シナリオ別対策を予め策定し、万全を期しており、資金流動性確保に懸念はないものと考えております。

● オペレーショナル・リスク総合的管理体制

オペレーショナル・リスク総合的管理に関する基本方針を「リスク管理方針」に、その下位規程として「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。オペレーショナル・リスクとして、「事務リスク」「システムリスク」「風評リスク」「法務リスク」「その他オペレーショナル・リスク」を認識し、各リスクにつき定性面及び定量面からの総合的管理を行っております。

●事務リスクの管理体制

当社は、ATMを中心とした非対面取引を基本とした銀行のため、その特殊性を反映した事務リスクに関する基本方針を「リスク管理方針」に定め、その下位規程として「事務リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。事務リスク管理にあたり、非対面取引を基本とした当社の特殊性に合わせた事務規程を整備しております。また、

当社全部室・センターの自主検査や監査部の内部監査を 厳正に実施し、事務ミス発生の防止、内部不正の防止に 努めております。不祥事件、業務上の事故、苦情・問合 せ等で問題点を把握した場合には、速やかにその発生原 因の分析・再発防止策の検討を講じる体制を整えており ます。さらに、事務ミス報告書・自主検査の検証の実施に より、当社全部室・センターの事務ミスの発生を把握し、 潜在的な事務リスクを含めて事務リスクの管理を行って おります。

● システムリスクの管理体制

システムリスクに関する基本方針を「リスク管理方針」に、その下位規程として「システムリスク管理規程」を制定し、効率的な開発・品質向上の徹底・安全な運用が実施できるよう努めております。システムの構成は、最新のIT(情報技術)を最大限活用したうえで、なおかつ、ネットワーク・ハード機器を二重化・多重化し、災害・障害時に備え、バックアップセンターでの稼働切替等の対策を実施しております。ファイル・プログラム等のライブラリは、重要度に応じてバックアップを行い、不測の事態に備え隔地保管を実施しております。また、情報管理に関しても、ファイアウォールによる当社システムへの侵入防止、24時間365日のアクセス監視、お客さまとの間の暗号化通信、ウィルスチェックプログラムの導入等、細心の注意をもって対応しております。さらには、お客さまに安心して当社のサービスをご利用いただけるよう、障害・災害等の不測

の事態に備え、予め業務継続計画を策定し、また定期的 に訓練を実施する等の体制を整えております。

● 風評リスクの管理体制

風評リスクに関する基本方針を「リスク管理方針」に、 その下位規程として「風評リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。日常より風評等に関する情報収集に努め、全社的な連絡体制と風評発生時における適時 適切なディスクロージャー等の対応体制を整備しております。

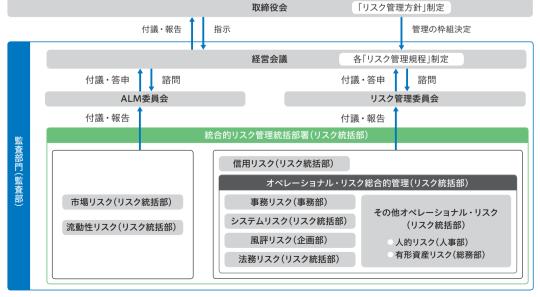
●法務リスクの管理体制

法務リスクに関する基本方針を「リスク管理方針」に、その下位規程として「法務リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。法務リスク管理にあたっては、当社に発生する法務リスクを最小化するとともに、法務リスクの顕現化を防止し、また法務リスク顕現化に伴う当社の損失を回避または最小化すべく、的確かつ効率的に対応するよう努めております。

● その他オペレーショナル・リスクの 管理体制

その他オペレーショナル・リスクに関する基本方針を「リスク管理方針」に制定し、これを遵守しております。 主なリスクとして、「人的リスク」「有形資産リスク」を認識し、管理を行っております。

リスク管理体制 (2018年7月1日現在)



コンプライアンス (法令等遵守) の取組み

当社は、法令等の社会的規範の遵守は社会から信頼をしていただく当然の前提であると考え、また、 銀行としての公共的使命の高さと社会的責任の重さを十分に認識し、経営の最重要課題であるコン プライアンスの徹底のために以下のとおり取り組んでおります。

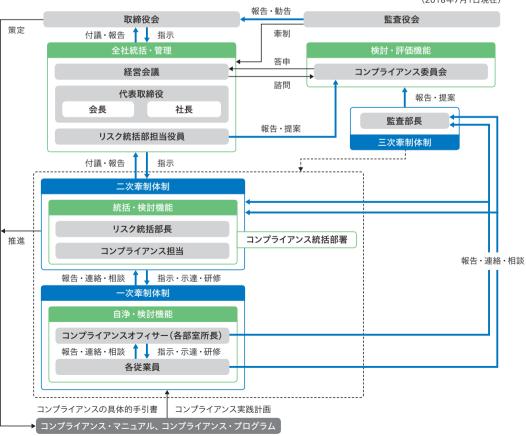
● コンプライアンス体制

当社では、各部署の責任者をコンプライアンスオフィサーとし、担当部署におけるコンプライアンスの徹底やトラブル案件等の相談窓口としての役割を果たさせるとともに、リスク統括部担当役員による全社に亘る統括管理の下、リスク統括部を全社の統括部署として、自己

責任、自助努力、相互牽制による自己検証機能を有する組織の確立を図っております。コンプライアンス全般についての重要事項については、経営会議の諮問機関である「コンプライアンス委員会」にて検討・評価を行う体制をとっております。

コンプライアンス体制(詳細)

(2018年7月1日現在)



● コンプライアンス・プログラム

当社では、事業年度ごとに、コンプライアンスに関する 具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定しております。取締役会において、各期のプログラムの進捗状況、実施状況を検証・評価し、その結果を踏まえ翌期のプログラムを策定しております。

■コンプライアンス・マニュアル

当社では、コンプライアンス徹底のため、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、定期的に従業員全員が読み合わせを行っております。この内容は、法令の改廃等必要に応じて改訂しております。また、「コンプライアンス・マニュアル」の内容を徹底するため、各種コンプライアンス研修を行っております。

コンプライアンスの注力課題

1. アンチ・マネー・ローンダリング、金融犯罪防止への対応

当社は、厳格な取引時確認等を通じ、不正利用口座の作成防止に注力しております。

また、金融犯罪対応の専担部署である金融犯罪対策部を設置し、日常的な口座モニタリングやフィルタリングを実施することで、マネー・ローンダリング防止や不正利用口座の排除、振り込め詐欺等の未然防止、警察等行政機関への適切な連携をするよう体制強化を図っております。

2. 反社会的勢力への対応

当社は、平素より反社会的勢力に係る情報収集・蓄積を行い、新たな取引開始時には当該情報等に基づく事前審査を通じ、水際での関係排除に注力しております。また、2010年1月からは、口座申込時にお客さまに反社会的勢力でない旨の表明・確約をしていただくとともに、取引規定等に暴力団排除条項を導入し、お客さまが反社会的勢力に該当した場合には、口座申込みの謝絶・口座の解約等をできるようにしております。さらに、万が一、不当要求等があった場合においても、社内規程・規則に則り適切かつ組織的な対応がとれるよう、定期的に役職員への教育を行っております。

● コンプライアンス相談制度

当社では、コンプライアンス上の問題等の早期発見、早期是正、再発防止に努めることを目的に、「コンプライアンス相談制度」を設け、社内外に相談・通報窓口を設置しています。

従業員が相談・通報できる窓口としては、社内に「コンプライアンス相談窓口」、社外に「グループ共通へルプライン」(セブン&アイグループ共通の相談・通報窓口)を設置しており、連絡先を記載したポスターの掲示や小冊子の全従業員への配布等により、従業員への周知を図っています。

さらに、公正な取引きを推進し、安心・安全なサービスを お客さまに提供するため、お取引先を対象とした通報窓口 「お取引先専用ヘルプライン」(セブン&アイグループ共 通の相談・通報窓口)を設置しています。

● コンプライアンスの浸透

法令等の社会的規範の遵守は、ステークホルダーから信頼していただくための当然の前提であるとの考えから、経営の最重要課題と位置付けています。





コンプライアンス遵守基準カード

グループ共通ヘルプライン





コンプライアンス相談制度ご 利用ガイド

お取引先専用ヘルプライン